

水道事業の安定供給に向けた 水道料金の改定(案)について

- 1 第2回審議会の概要
- 2 30%の改定方法案
- 3 料金改定スケジュール
- 4 水道料金の財政措置について
- 5 最後に



1. 第2回審議会の概要

(1) 料金改定シミュレーション

前回の審議会において、10%～50%の改定幅でシミュレーションし、**30%**の改定率が適していると判断いたしました。今後については30%の改定率を元に計画・提案させていただきます。

5. 料金改定シミュレーション

パターン3：令和5年に30%

基本料金 1,300円/月(税抜)

超過料金 156円/月(税抜)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
収益的収入	329,930	409,886	404,577	399,337	394,165	389,060
収益的支出	448,621	460,244	436,494	447,925	460,630	475,454
当年度純利益	△11,879	37,380	51,984	34,197	14,596	△6,658

30%↑
4年間黒字経営可能



30%改正では、直近5年間のうち、4年間は黒字経営を行うことができる。しかし、令和9年度以降は赤字見込みであり、当該年度にて料金の見直しが必要と考えられる。

※第2回審議会資料
9ページ



(2) 新たな料金設定

現在山口市では、口径別料金体系を採用しており、今回の改定後についても同料金体系を継続していく予定です。また、基本料金と従量(超過)料金については30%の改定率を元に、新たな料金表を提示させていただきました。

『口径別料金体系』

- ・メーター口径ごとに料金差あり。
- ・理論性・公平性に優れている。

※山口市は現在基本料金に対して、口径別料金体系を採用しています。

(3) 改定後の水道料金表

現行の料金表と料金改定後の新たな料金表は次のとおりです。

《現行料金表》 (税抜)

口径	基本料金
φ13	1,000円
φ20	1,550円
φ25	2,030円
φ30	2,280円
φ40	4,100円
φ50	5,990円
φ75	12,620円

改定率
30%

《新料金表》 (税抜)

口径	基本料金
φ13	1,300円
φ20	2,015円
φ25	2,639円
φ30	2,964円
φ40	5,330円
φ50	7,787円
φ75	16,406円

超過料金 120円/m³

超過料金 156円/m³

※第2回審議会資料12・14ページ

2. 30%の改定方法案

案1: 令和5年度に30%改定

案1としては、第2回審議会にて提示した料金シミュレーション及び料金表の通り、令和5年度において30%の改定を行うものです。案1を基本案とし、別案を提示して比較検討していきます。

案2: 令和5年度に20%,6年度に10%改定

案2としては、令和5年度に20%,6年度に10%と2段階に分けて改定を行うものです。以下に料金シミュレーションを提示します。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
収益的収入	329,930	376,971	404,577	399,337	394,165	389,060
収益的支出	448,621	460,244	436,494	447,925	460,630	475,454
当年度純利益	Δ11,879	5,965	51,984	34,197	14,596	Δ6,658

20%↑ 10%↑

4年間黒字経営可能

※案1と同様に4年間は黒字経営が可能。

案3: 令和5～7年度にかけて10%ずつ改定

案3としては、令和5～7年度にかけて10%ずつ3段階に分けて改定を行うものです。以下にシミュレーションを提示します。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
収益的収入	329,930	347,057	373,570	399,337	394,165	389,060
収益的支出	448,621	460,244	436,494	447,925	460,630	475,454
当年度純利益	Δ11,879	Δ25,449	20,977	34,197	14,596	Δ6,658
		10%↑	10%↑	10%↑	3年間黒字経営可能	

案3に関しては令和5年度に黒字経営を行うことができず、案1・2が4年間黒字予想であるのに対し、令和6～8年度の3年間の黒字経営にとどまります。

以上の結果より、案1および案2が料金算定要領に則った適正料金と考えられます。



基本料金1,400円・超過料金140円案

前回の審議会でご意見のありました、基本料金1,400円,超過料金140円における数値のシミュレーションを行いました。改定案がトータル30%の改定であります、当案は基本料金は40%、超過料金は約16.6%でトータル約25%の改定率となります。

近年山県市の給水人口は減少傾向であるのに対し、給水戸数は微増傾向にあるため、当案は長期的な視点から料金の安定収入につながると考えられます。以下に案1との比較シミュレーションを記載しています。

		R4	R5	R6	R7	R8	R9
案1	料金収入	329,930	409,886	404,577	399,337	394,165	389,060
	減少率		1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
		R4	R5	R6	R7	R8	R9
1,400円・140円	料金収入	329,930	394,146	389,381	384,679	380,037	375,456
	減少率		1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%

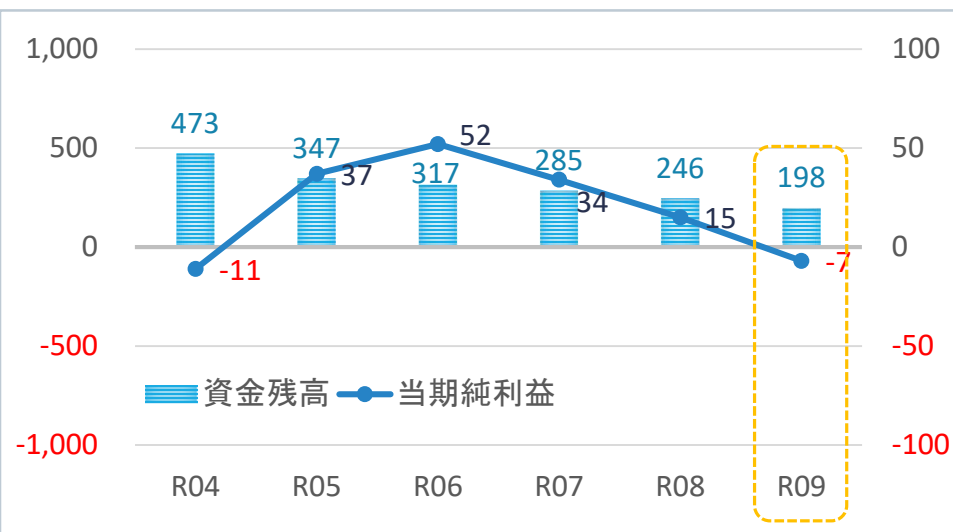
案1と比較して減少率は約0.1%の違いのみで、長期的な視点から大きな違いが発生する見込みは少ないと予想されます。



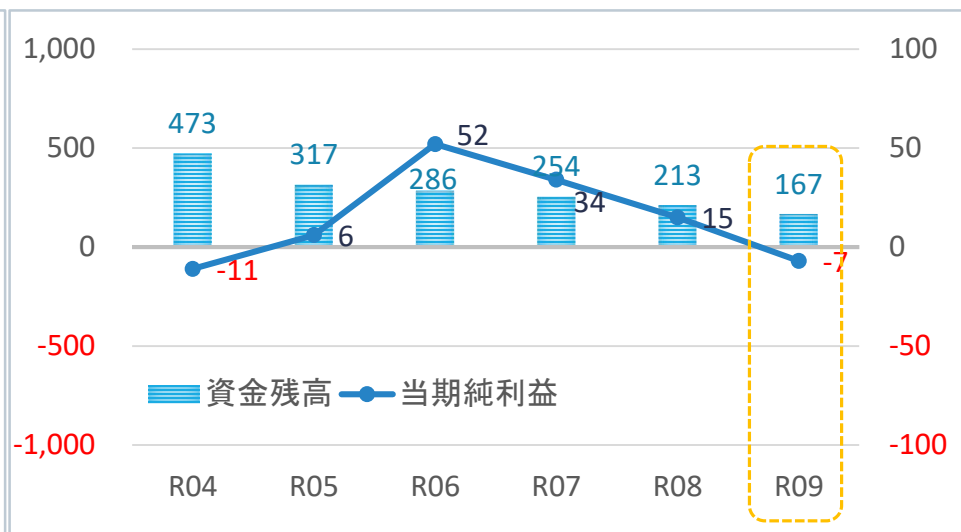
案1および案2の比較検討

資金残高・当年度純利益の推移予測

案1



案2



案1と案2を比較すると、令和9年度における資金残高は約3,000万円の開きがあります。これは令和5年度の当年度純利益の差が影響しております。当局では令和5年度に30%改定する案1を改定案として、今後計画を立てて参ります。

3. 料金改定スケジュール

1. 水道料金の改定適用時期

- ・案1 令和5年4月請求(2月～3月使用)分より改定
- ・案2 令和5年4月以降の使用分より改定

2. 議会上程

令和5年9月議会、もしくは12月議会にて上程予定です。

3. 広報・周知

議決後、速やかに広報・HPにおいて水道事業の現状と水道料金改定の周知をします。

※詳細は資料2参照

4. 水道料金の財政措置について

1. 生活困窮者等に対する減免・助成について

現在岐阜県下において、水道料金の助成を行っている自治体は2市町村あり、いずれも福祉の観点から、助成金として補助する制度であります。しかし、水道料金の減免をおこなっている自治体はございません。また、生活保護受給者に対する減免もおこなっている自治体はなく、県外には減免おこなっている例ございますが、年々減少傾向であります。

2. コロナ禍における財政措置

コロナ禍による収入減少や物価上昇により、一般家庭のお財布事情は逼迫している状況であります。現在山県市では水道料金の免除等はおこなっておりませんが、収入減少による水道料金の納付が困難である方に対し、分割納付による返済計画など個別で相談対応させていただいております。



5. 最後に

本案は、令和2年度に策定した水道事業経営戦略を基に作成しております。

経営戦略については、お客様ニーズや社会状況の変化等を踏まえ、**3～5年**を目処に修正を行っていく予定であります。具体的には毎年の決算を基に修正を行い、経営状況に沿った計画となるよう検証を重ねていく予定です。

つきましては、本案にて設定させていただいた数値（時期や改正率等）については、慎重に議論を重ね、経営戦略の見直しと共に再設定させていただければと考えております。

経営戦略は“**水道事業の安定供給**”が策定の本旨であり、今後についても事業の安定供給に努めて参りますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

